

雇用情報にほんまつ

令和6年11月号

管内人口(令和6年10月1日現在)

二本松市	50,286 人
本宮市	29,811 人
大玉村	8,817 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和6年9月内容

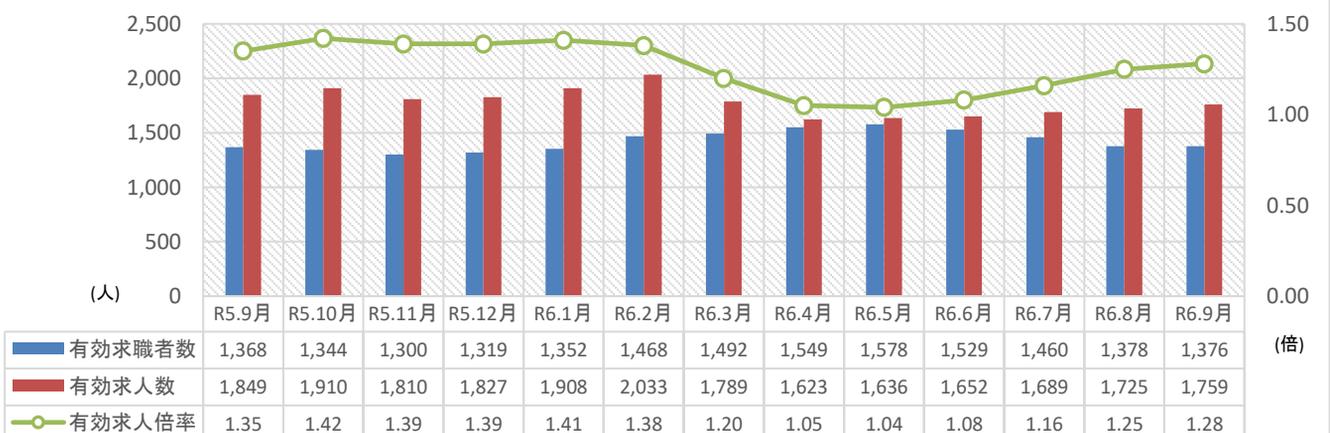
- ▶ 有効求人倍率は1.28倍で前月を0.03ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,376人で前月より0.1%減少し、月間有効求人数は1,759人で前月から2.0%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は1.85倍で前月を0.45ポイント下回った。なお新規求職者数は321人で前月より12.6%増加し、新規求人数は594人で前月から9.5%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.28 倍	(前月比 + 0.03ポイント)
	福島県	1.25 倍	(前月比 + 0.01ポイント)
	全国	1.24 倍	(前月比 + 0.01ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.4 %	(前月比 - 0.1ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	321 人	(前月比 + 36人)
▶ 新規求人数	二本松	594 人	(前月比 - 62人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,376 人	(前月比 - 2人)
▶ 有効求人数	二本松	1,759 人	(前月比 + 34人)

図1 新規求職者数・新規求人数



図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和6年9月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	594	-	-	514	656	567	691	603
2	月間有効求人数	1,759	-	-	1,559	1,725	1,556	1,849	1,645
3	新規求職申込件数	321	156	165	317	285	283	342	340
	うち中高年	201	111	90	198	152	151	175	175
4	月間有効求職者数	1,376	668	708	1,361	1,378	1,367	1,368	1,361
	うち中高年	814	433	381	802	796	787	758	756
5	紹介件数	282	136	146	245	297	274	298	274
	うち中高年	174	92	82	141	168	150	150	135
6	就職件数	118	53	65	108	80	76	109	95
	うち中高年	62	28	34	55	45	42	62	52
7	充足数	115	-	-	102	71	65	87	76
8	新規求人倍率	1.85	-	-	1.62	2.30	2.00	2.02	1.77
9	有効求人倍率	1.28	-	-	1.15	1.25	1.14	1.35	1.21
10	就職率(%)	36.8	-	-	34.1	28.1	26.9	31.9	27.9
	うち中高年	30.8	-	-	27.8	29.6	27.8	35.4	29.7
11	充足率(%)	19.4	-	-	19.8	10.8	11.5	12.6	12.6

※学卒を除きパートを含みます。

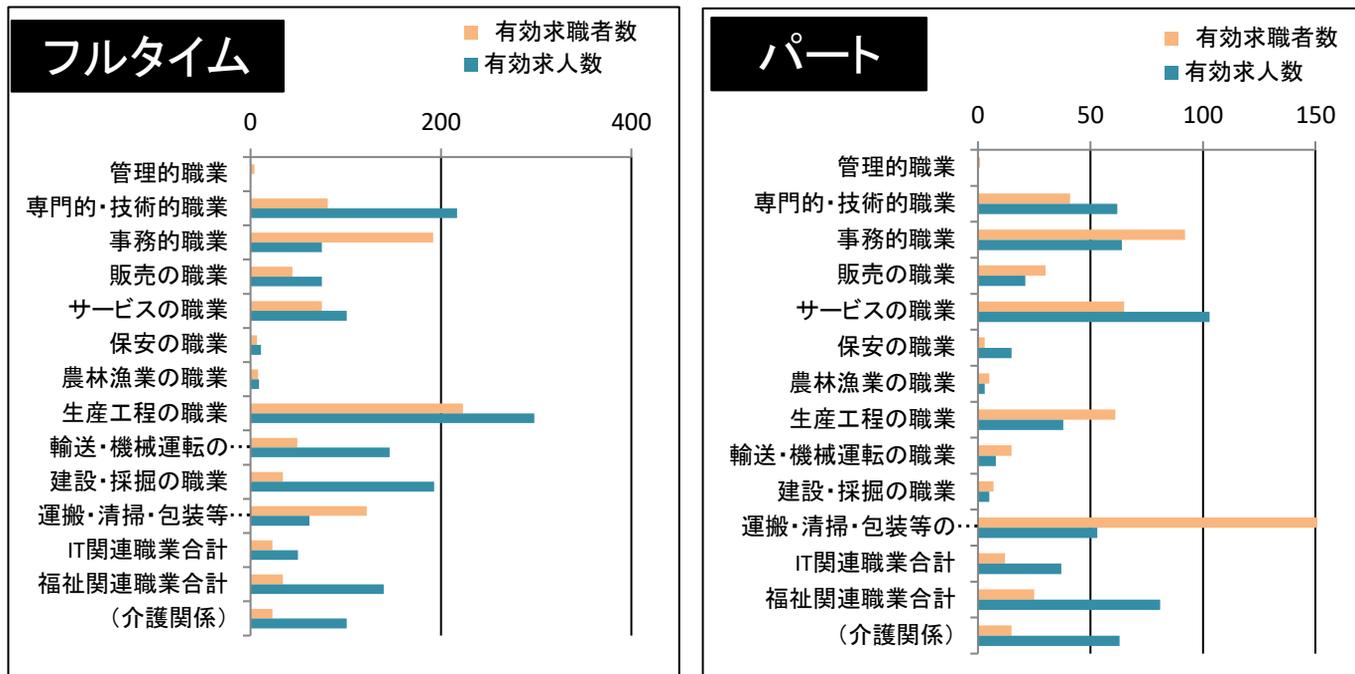
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	230	192	1,187	372	871	490	1.15	1.36	0.76
A 管理的職業	0	0	0	0	4	1	0.00	0.00	0.00
B 専門的・技術的職業	237	219	217	62	81	41	2.29	2.68	1.51
C 事務的職業	206	182	75	64	192	92	0.49	0.39	0.70
D 販売の職業	262	184	75	21	44	30	1.30	1.70	0.70
E サービスの職業	189	188	101	103	75	65	1.46	1.35	1.58
F 保安の職業	0	200	11	15	7	3	2.60	1.57	5.00
G 農林漁業の職業	223	175	9	3	8	5	0.92	1.13	0.60
H 生産工程の職業	215	187	298	38	223	61	1.18	1.34	0.62
I 輸送・機械運転の職業	266	221	146	8	49	15	2.41	2.98	0.53
J 建設・採掘の職業	260	216	193	5	34	7	4.83	5.68	0.71
K 運搬・清掃・包装等の職業	196	178	62	53	122	155	0.42	0.51	0.34
IT関連職業合計	226	220	50	37	23	12	2.49	2.17	3.08
福祉関連職業合計	213	190	140	81	34	25	3.75	4.12	3.24
(介護関係)	203	182	101	63	23	15	4.32	4.39	4.20
分類不能の職業	0	204	0	0	32	15	0.00	0.00	0.00

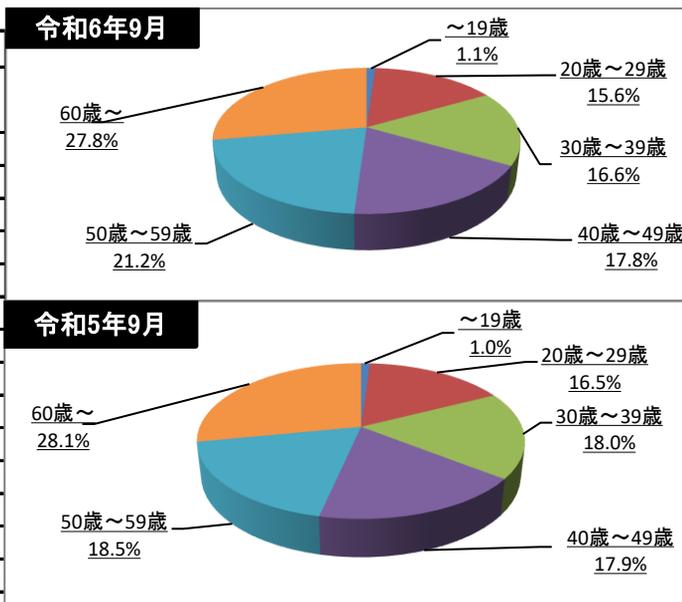
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和6年9月	前年同月	前年同月増減
合計	1,361	1,361	0
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	15	14	▲1
	1.1%	1.0%	0.1
20歳～29歳	212	225	▲13
	15.6%	16.5%	▲0.9
30歳～39歳	226	245	▲19
	16.6%	18.0%	▲1.4
40歳～49歳	242	243	▲1
	17.8%	17.9%	▲0.1
50歳～59歳	288	252	▲36
	21.2%	18.5%	2.7
60歳～	378	382	▲4
	27.8%	28.1%	▲0.3



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和6年9月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,535	1,548	1,541	▲0.8	▲0.4
被保険者数		26,259	26,239	26,359	0.1	▲0.4
資格取得者数		263	295	275	▲10.8	▲4.4
資格喪失者数		240	299	284	▲19.7	▲15.5
離職票交付枚数		166	169	167	▲1.8	▲0.6
受給資格決定件数		62	70	87	▲11.4	▲28.7
初回受給者数		60	55	53	9.1	13.2
受給者実人員		330	328	319	0.6	3.4
基本手当総支給額(千円)		38,310	39,121	39,147	▲2.1	▲2.1
特例一時金受給者数		0	0	0	-	-
再就職手当支給人員		16	53	40	▲69.8	▲60.0
教育訓練給付受給者		4	4	5	0.0	▲20.0

2024年10月1日から変更があります

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)は要件が緩和され、より利用しやすくなりました

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には2つのメニューがあります。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記メニューに該当する取り組みを実施すると、**通常の1.5倍の助成を受けることができます。**

【成長分野メニュー】

成長分野の業務に
雇入れ



雇用管理改善
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

【人材育成メニュー】

人材開発支援助成金を
活用した訓練



5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

■2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に 通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

■人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練(教育訓練給付の指定講座に限る)であれば、50時間未満の訓練も対象とすることとしました。

見直し前	見直し後
実施する教育訓練は 50時間以上の訓練 であること	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する 教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練 でも対象とすること

※**公的職業資格**とは、資格または試験等であって国もしくは地方公共団体または国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第2種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。

※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費は全て事業主負担となります。

教育訓練給付の指定講座は、こちらから確認できます。

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>